

# 北九州市立消費生活センター ヤング消費者トラブル情報



## 『一人暮らし』は狙われる?!

春は、新大学生や新社会人などが『一人暮らし』を始める時期です。これまで経験したことのない契約を自分自身ですることになります。

そこで、『一人暮らし』で気を付けてほしい消費者トラブルを紹介します。



### 突然訪問して来る業者に注意しましょう!

#### 【相談事例1 電力】

「このアパートは、電力会社を切り替える必要がある。」と言われ、アパートの住人は切り替えないといけないと思い契約した。嘘だったので解約したい。

#### 【相談事例2 インターネット回線】

訪問した業者に、「コンセントを差し込むだけでWi-Fiが使える。」と言われ契約してしまったが、高額で不安なので解約したい。



#### 【アドバイス】

- その場ですぐに契約しないようにしましょう。
- 訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフできる可能性があります。



- ネット回線などの『通信契約』はクーリング・オフできませんが、それに似た初期契約解除制度があります。料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認しましょう。
- 困ったときや不安なときは、消費生活センターにご相談ください。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999  
小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500  
小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610  
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

消費者ホットライン ☎<sup>い や や</sup>188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)